

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

福祉情報システムへの情報項目の追加について

(保健福祉局・こども家庭局)

神保総計第 1729 号

平成 27 年 10 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉情報システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局総務部計画調整課

福祉情報システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(住民基本台帳情報)

- ・ 統合宛名番号

(福祉個人情報)

- ・ 統合宛名番号

(統合宛名情報)

- ・ 統合宛名番号
- ・ 制度個人番号

福祉情報システムへの情報項目の追加について

1 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、住民票を有する全ての住民に新たな「個人番号」（以下「制度個人番号」という。）が付番される。この制度個人番号により、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認ができ、行政機関、地方公共団体等（以下「行政機関等」という。）の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化、真に手を差し伸べるべき方に対する、よりきめ細やかな支援等が期待される。

また、社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化され、国民の利便性の向上とともに行政事務の効率化が図られることとなる。

番号制度における情報連携では、個人情報保護の観点から、個人を容易に特定できる制度個人番号及び基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）は連携せず、制度個人番号などの代わりに、国が構築する情報提供ネットワークシステムが付番する「符号」と、行政機関等が構築する統合宛名システムが付番する「統合宛名番号」を使用する。

福祉情報システムにおける番号制度の実施にあたっては、制度個人番号と統合宛名番号の保有が必要となる。

2 概要

番号法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により、平成 28 年 1 月 1 日から福祉情報システムの一部の業務台帳に制度個人番号が記載されるようになる。

制度個人番号は平成 27 年 10 月 5 日現在住民票を有する住民に付番される。また、統合宛名番号は神戸市において制度個人番号を保有する住民及び番号制度における情報連携の対象者に付番される。平成 28 年 1 月 1 日から、番号法第 9 条第 1 項別表第一に規定された事務並びに同条第 2 項の規定により神戸市が「神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年 月 日条例第 号。以下「番号条例」という。）第 4 条第 1 項別表第一及び別表第二で定めた事務（以下「個人番号利用事務」という。）において制度個人番号及び統合宛名番号の取扱いが開始される。

個人番号利用事務においては、福祉情報システム側で制度個人番号や統合宛名番号を保有できるようデータベースを拡張し、個人情報を表示する画面や出力帳票に制度個人番号

欄や統合宛名番号欄を追加する等の改修が必要となる。

ただし、福祉情報システムにおいては、個人番号利用事務と個人番号利用事務でない事務とが一体となって構築されており、個人番号利用事務でない事務においては制度個人番号の利用が禁止されているため、改修にあたっては、個人番号利用事務でない事務においてデータベースの制度個人番号を参照することができないように、統合宛名情報へのアクセス制御を行う。なお、個人番号利用事務は番号法及び主務省令並びに番号条例の改正等による変動が予想されるため、法令等の最新施行状態に合わせたアクセス制御を行えるようにする。

3 必要性と効果

個人番号利用事務においては、番号法第9条第1項及び第2項の規定により制度個人番号を取扱うこととなる。また、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うために統合宛名番号を取扱うこととなるため、福祉情報システムにおいて制度個人番号及び統合宛名番号を保有する必要がある。

番号制度では、制度個人番号と個人情報とをひもつけて管理することにより、制度個人番号による個人の特定が迅速にできるようになる。

これらの情報を電子計算機処理することにより、正確かつ迅速・効率的な事務処理が可能となる。

4 スケジュール（予定）

- ・ ～平成27年12月 福祉情報システムの改修・テスト
- ・ 平成28年1月 制度個人番号の利用開始
- ・ 平成29年7月 自治体間での情報連携開始

5 処理件数

約200万件（予定）

6 個人情報（特定個人情報を含む）の保護

福祉情報システムでは、「神戸市個人情報保護条例」（平成9年10月9日条例第40号）及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」（平成17年5月31日訓令甲第3号）に基づき、以下のとおり厳格に対応しており、本件に関しても同様に対処する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書への記載内容通りの運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

（1）システム上の保護

ア 端末機の操作にあたっては、各職員（派遣職員を含む。以下同じ。）に交付する福祉情報システム利用者専用IDカードとパスワードによる個人認証を行い、端末機の操

作を関係職員に限定する。また、業務ごとに、操作できる職員を限定する。

イ 個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室管理用 I D カードにより入退室制限を受けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

ウ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入された端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルス等に感染することを防止する。

エ 一般ユーザー端末機から U S B メモリ等の外部記録媒体へのデータ保存を禁止する。

オ 一般ユーザー端末機のデスクトップ等へのデータ保存を禁止する。

カ 一般ユーザー端末機のマウスの右クリック機能を無効にする。

キ 一般ユーザー端末機からシステム関連ファイルへのアクセスを制限する。

(2) 運用上の保護

ア サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

イ サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体（磁気テープ）については、施錠された庫内に厳重に保管する。

ウ システム利用者が端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更させるとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。

エ 業務所管課からの依頼によりデータを提供する場合は受払簿に記録し厳格に管理する。

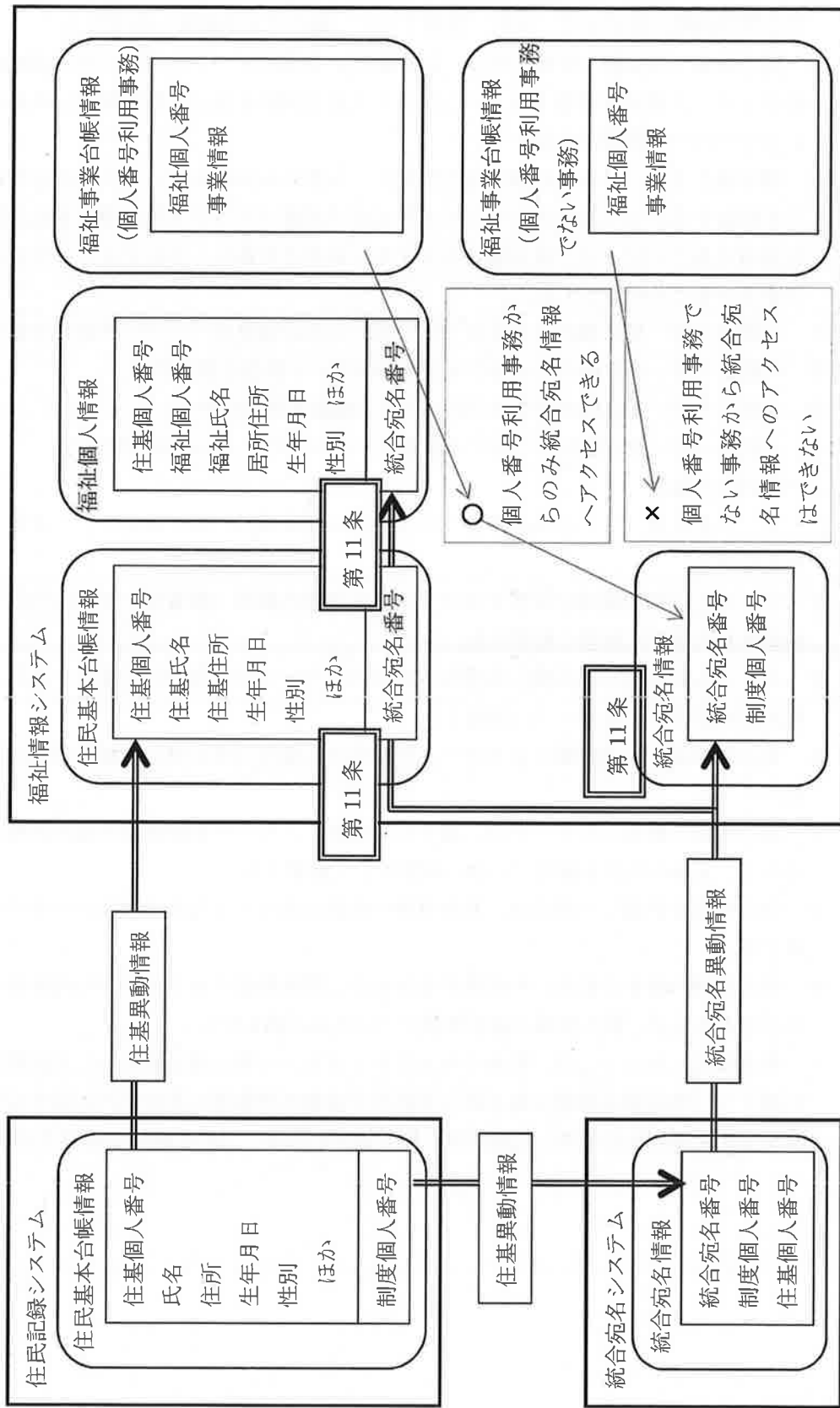
オ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は裁断処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

カ 保存年限を経過した帳票は、裁断処理や溶融処理などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

ク 外部委託にあたっては、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に加えて「特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理業務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」に基づき、個人情報の保護について厳格に監理する。

福祉情報システムへの情報項目の追加について 別図



福祉情報システムへの情報項目追加について 別表

福祉情報システムにおける個人番号利用事務(平成27年9月現在)

福祉情報システムでの業務名称	番号法別表第一の項番
児童施設	7
自立支援給付(障害児通所給付及び障害児入所給付を含む)	7、8、12、34及び84
助産施設	9
母子生活支援施設	
身体障害者手帳	11
児童扶養手当	37
養護老人ホーム	41
母子父子寡婦福祉資金貸付	43
特別児童扶養手当	46
障害児福祉手当	47
特別障害者手当	
福祉手当(経過措置)	
児童手当	56
施設入所児童に係る児童手当	
自立支援医療	84
障害者(児)補装具交付修理	

福祉情報システムでの業務名称	番号法別表第一の項番及び 番号条例別表第一の項番
神戸市父子家庭児童福祉資金貸付	番号法 43 番号条例 5

福祉情報システムでの業務名称	番号法別表第一の項番及び 番号条例別表第二の項番
障害者(児)日常生活用具給付	番号法 84 番号条例 12及び13
移動支援サービス	
障害者入浴サービス	
自動車改造費助成	
自動車運転免許取得助成	

